**罹災（火災）ごみ搬入について**

柏羽藤クリーンセンター

【搬入条件】

１）罹災（火災）ごみであること。

２）搬入については、罹災ごみが運搬中散乱しないよう荷台をシートで覆うこと。

３）搬入車両は４トン車以下とし、ロングボディ車は搬入できないものとする。

４）搬入車両には必ず助手を同乗させ、投入口まで誘導を行うこと。

５）搬入後、投入口付近に落下したごみは、搬入車自ら清掃すること。

６）火災時の廃材の搬入については、直径２０cm以下、長さ１ｍ以下に裁断すること。

　　①規定内の大きさに裁断してあるものは、検品後ダンプ可

　　②畳は1/2～3以下に裁断してあるものは、検品後ダンプ可

７）可燃物・不燃物・長尺物を仕分けして搬入すること。

　　①混載してある場合には、分別のため手降ろしになります。

　　②長尺物が混載してある場合も同様です。

８）その他搬入に関することについては、クリーンセンター係員の指示に従うこと。

【搬入制限】

１）壁土・残土・汚泥・瓦・コンクリート・ブロックその他の処理困難物は搬入できない。

２）柱などの太くて長い物については、搬入条件に沿って寸法切りをすること。

３）１日に複数会搬入する場合には、搬入時間の間隔をできる限りあけること。

※上記の「条件・制限」等に違反があった場合には、搬入依頼書の発行を取消します。